



監査役の株主総会心得

鳥飼 重和 (とりかい しげかず)

鳥飼総合法律事務所 弁護士



従来、株主総会では、監査役に対する質問は、そう多くはなかった。株主の監査役に対する関心度は、それ程高くなかったからである。ところが、今後は、株主は、監査役に対して高い関心を示してくる可能性があるため、監査役に対する質問が次第に多くなることが予想される。会社の不祥事が多発していることに対応するため、会社法及び金融商品取引法によって、内部統制に関して、法律的な規律が入ったためである。すなわち、内部統制体制に対する法律的規律においては、経営者の自覚を促す面も重要であるが、監査役及び会計監査人＝監査人による監査が極めて重要な位置づけを持つものであり、そのことが次第に株主にも理解されるようになることが予測されるからである。

監査報告書と株主総会参考書類・事業報告等によって、株主にとって関心度の高い情報が株主の目に触れることから、株主は、監査役に対する質問を誘導される面がある。とくに、不祥事等の問題がある会社の株主総会では、株主の監査役に対する質問は、監査報告書、株主総会参考書類・事業報告等の記載内容を梃子に相当突っ込みのあるものとなることも想定しておくべきである。

不祥事等の問題がある場合、内部統制システムに関連した監査報告書等の記載事項に関する質問は、厳しくなされる可能性がある。内部統制システムに係る取締役会決議について、「内部統制システムに係る監査の実施基準」の規定にもあるような質問が出る可能性がある。会社にとって重要なリスクに対応する内部統制システムであるかに関して、取締役会において適切な議論が行われた

のか、あるいは、その議論の中で、今回の不祥事等に対応する問題点は取り上げられたのか、さらに、その議論の中で、監査役はどのような発言や問題指摘をしたのか、というような質問である。

監査役は、監査役に対する株主質問があるものと考え、不祥事等の問題のない会社でも、取締役の職務執行の監査と内部統制システムの整備・運用の監査等、監査役の職務領域について、監査役が十分に役割を果たしていることの説明責任を意識した準備をすべきである。その際、株主の突っ込みのある質問も想定し、想定問答を作成して十分に準備をしておく必要がある。この場合、株主に無用な疑念を生じないように、想定問答の内容に関しては、取締役側と不一致のないように調整をする必要がある。

従来、監査役は、株主総会での質疑応答の練習をそれ程していない。リハーサルでは、議長の議事整理と議長・答弁担当取締役の質疑応答の練習が中心だからである。そこで、実際に株主の質問があった場合にも、自信のある態度で誠実・適切に回答して株主の満足を得るために、監査役は顧問弁護士・監査役室スタッフ等の協力によって、監査役だけで、個別の質疑応答の練習をしておくことが望ましい。とくに、社外監査役に対する情報開示の拡大によって、社外監査役宛に質問がなされる可能性も考慮すべきである。

いずれにしても、監査役は、株主総会に関しては、現実の質疑応答を意識した準備をすることが必要である。まさに、「責任のとれる監査」役が期待される時代の幕開けである。